

令和7年度 紫波町保育施設入所申込・子育て支援施設のご案内

(令和6年10月1日現在)

【1】 保育所・小規模保育所・認定こども園施設一覧

【 保育所 】

運営区分	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	開所時間	定員
公立	古館保育所	高水寺字土手 61	019-676-6048	6ヶ月～	7:00～19:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00	141
公立	佐比内保育所	佐比内字館前 1-1	019-674-2202	満2歳～	7:00～18:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00	45
私立	虹の保育園	稲藤字牡丹野 40-1	019-673-7307	6ヶ月～	7:00～19:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00	120
私立	オガール保育園	紫波中央駅前 2-3-9	019-613-3095	6ヶ月～	7:00～19:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30	150
私立	星山えほんの森保育園	星山樋口 80	019-613-7812	2ヶ月～	7:00～19:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30	66

※ 開所時間は延長保育を含めた時間です。 ※休日保育実施施設…古館保育所、虹の保育園

【 小規模保育所 】

運営区分	施設名	所在地	電話番号	受入年齢 (2歳まで)	開所時間	定員
私立	古館こぐま保育園	高水寺字古屋敷 164-16	019-658-9201	2ヶ月～	7:30～18:30 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	12
私立	瑞穂こぐま保育園	北日詰字白旗 90-19	019-656-8155	2ヶ月～	7:30～18:30 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	12
私立	赤石うさぎ保育園	南日詰字箱清水 145-7 (赤石保育園隣接)	019-658-8135	2ヶ月～	7:30～18:30 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	12
私立	ニコニコ保育園 紫波	桜町 1丁目 8-4	019-613-2555	2ヶ月～	7:00～18:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00	12
私立	ピースハート さくらまち保育園	桜町字三本木 22-4 (ショートステイ紫波隣接)	019-613-3707	2ヶ月～	7:30～18:30 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	19
私立	アガベ保育園	日詰字郡山駅 184-1 (ひかりの子より徒歩1分)	019-613-2635	2ヶ月～	7:30～18:30 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	19

※ 小規模保育所の利用は2歳児クラスの3月末までです。卒園後の他施設への入所については、入所調整の際に加点があります。

【 認定こども園 】(認定こども園は、保育所と幼稚園の機能(保育・幼児教育)を併せ持ち、子育ての総合的な支援を行う施設です。)

運営区分	施設名	所在地	電話番号	受入年齢		開所時間	定員
				保育部分	教育部分		
私立	認定こども園 ひかりの子	日詰字下丸森 130	019-672-5356 019-672-2542	9週 から	満3歳 から	7:00～19:00 (教育) 8:30～14:00 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30	165
私立	認定こども園 赤石幼稚園赤石保育園	北日詰字東ノ坊 50-5 南日詰字箱清水 160-1	019-672-2044 019-671-1113	9週 から	満3歳 から	7:00～19:00 (教育) 9:00～13:30 (標準) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00	180
私立	認定こども園 あづま幼稚園	上平沢字川原田 84-2	019-673-7202	満3歳 から	満3歳 から	7:30～18:30 (教育) 8:30～15:00 (標準) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30	110

※ 開所時間は延長保育を含めた時間です。

〔2〕保育所の入所要件

紫波町に住民登録があり、保護者が次の①～⑩のいずれかの事情により、子どもの保育が必要な方です。申込みの際に、保育が必要な理由、家庭の状況等について、確認をさせていただきます。

- ① 就 労 … 仕事をしていることを常態としている（月48時間以上の就労）。
- ② 母親の出産等 … 母親が出産のとき（入所期間：産前8週から産後8週まで）。
- ③ けが・病気等 … けがや病気、又は心身に障害などがある。
- ④ 病人の看護等 … 家族等がけがや病気などのため、常時看護・介護にあたっている。
- ⑤ 災害の復旧 … 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動 … 仕事を継続的に探している（入所後2ヵ月まで）。
- ⑦ 就 学 … 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること（専門機関への相談について確認させていただく場合があります）
- ⑨ 育児休業取得時に、就労等を理由として既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ 前各号に準じる状況にあると町長が認めるとき

※1…入所後において、上記入所要件を満たさなくなった時は、原則退所することとなります。

※2…入所要件を満たしていても、定員等の理由で入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※3…提出された書類をもとに、保育の必要性の審査を行います。保護者の就労状況等を確認して、町の基準により保育を必要とする度合を点数化し、保育所ごとに点数の高い方から優先的に入所を内定します。

〔3〕入所の申請スケジュール

入所年月	申込書類配布開始日	申込締め切り	結果通知発送予定日	入所開始日
令和7年4月	令和6年11月1日(金)	令和6年11月29日(金)	令和7年2月下旬	令和7年4月1日(火)
令和7年5月	令和7年3月3日(月)	令和6年4月10日(木)	令和7年4月17日(木)	令和7年5月1日(木)
令和7年6月	令和7年4月1日(火)	令和6年5月9日(金)	令和7年5月16日(金)	令和7年6月2日(月)
令和7年7月	令和7年5月1日(木)	令和6年6月10日(火)	令和7年6月17日(火)	令和7年7月1日(火)
令和7年8月	令和7年6月2日(月)	令和6年7月10日(木)	令和7年7月17日(木)	令和7年8月1日(金)
令和7年9月	令和7年7月1日(火)	令和6年8月8日(金)	令和7年8月19日(火)	令和7年9月1日(月)
令和7年10月	令和7年8月1日(金)	令和6年9月10日(水)	令和7年9月18日(木)	令和7年10月1日(水)
令和7年11月	令和7年9月1日(月)	令和6年10月10日(金)	令和7年10月20日(月)	令和7年11月1日(土)
令和7年12月	令和7年10月1日(水)	令和6年11月10日(月)	令和7年11月17日(月)	令和7年12月1日(月)
令和8年1月	令和7年11月4日(月)	令和6年11月28日(金) ※12月以降も受付しますが、 締め切りまでに提出した方が優先されます。	令和7年12月17日(水)	令和8年1月5日(月)
令和8年2月			令和8年1月16日(金)	令和8年2月2日(月)
令和8年3月			令和8年2月17日(火)	令和8年3月2日(月)
令和8年4月			令和8年2月下旬	令和8年4月1日(水)

※1…入所日は施設と面接のうえ、保護者の就労状況やお子様の状況を踏まえて決定となります。

※2…入所日から1～2週間は慣らし保育の期間となり、お子様の状況に合わせた短時間の保育となります。

※3…町外の保育所を希望する場合は、当該市町村の締切日3開庁日前までに申込みを行ってください。

※4…町外の保育所を希望する場合は、希望する施設の状況により結果通知が遅れる場合があります。

※5…上記日程は予定のため、変更する場合があります。

※6…入所の決定は先着順ではありません。また、施設の状況等により入所できない（待機児童となる）場合があります。

※7…P6「保育施設入所申込および利用に関するQ&A」を参照の上、お申込みください。

〔4〕入所申込時の提出書類について

入所申込に必要な書類は、次の（1）から（5）の5種類です。

ただし、（3）と（5）は、各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出してください。

（1）教育・保育給付認定申請書 兼 施設等利用希望申込書（子ども1人につき1部）

（2）保育所入所用問診票（子ども1人につき1部）

（3）家庭の状況を確認する書類（子どもの人数に関係なく世帯の父母1部ずつ）

保育が必要な理由		添付書類
就 労		就労証明書（町の定める様式）
疾病等	出産の前後	母子手帳の表紙及び出産予定日の記載された頁の写し
	病気・障がいの方	診断書
その他	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書
	学生・職業訓練生	在学証明書（学生証）、時間割表
	求職活動	求職活動申込書、ハローワーク受付票の写し
	上記以外の方は、こども課にお問い合わせください。	

※ 同居している方が障害者手帳等（「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「特別児童扶養手当受給者証」）をお持ちの場合は、その写しを提出してください。

(4) マイナンバーおよび本人確認のための書類

次のいずれかの書類を提示してください。(郵送で申込書を提出する場合は、コピーを添付してください。)

提示が必要な人	必要書類(次のいずれか)
保護者(父または母)	(ア) マイナンバーカード(写真付き)の表裏
	(イ) マイナンバー通知カード + 身分証明書(運転免許証など)
	(ウ) マイナンバー記載の住民票 + 身分証明書(運転免許証など)

※ 事情によりマイナンバーがわからない、添付書類が準備できない場合はこども課にご相談ください。

(5) 保育料等算定のために必要な書類

以下の状況に該当する場合は、申込書に添えて父母それぞれの書類を提出してください。家庭の状況により、祖父母等の書類を提出して頂く場合もあります。

入所希望月	状況	提出書類
令和7年4月から8月まで	令和6年1月1日に紫波町に住所がなかった方で、 <u>マイナンバーの提出ができない方</u>	「令和6年度所得課税証明書」または「住民税課税決定通知書」(令和5年中所得と令和6年度住民税額を証明するもの) ※提出書類は写しで構いません。 ※令和6年1月1日に住所があった市町村から交付を受けて下さい。
令和7年9月以降	令和7年1月1日に紫波町に住所がなかった方で、 <u>マイナンバーの提出ができない方</u>	「令和7年度所得課税証明書」または「住民税課税決定通知書」(令和6年中所得と令和7年度住民税額を証明するもの) ※提出書類は写しで構いません。 ※令和7年1月1日に住所があった市町村から交付を受けて下さい。

〔5〕町の子育て支援制度について

事業名	内容	実施施設	利用時間	利用料金
一時保育	仕事や病気、冠婚葬祭等で保護者が一時的に子どもを保育できない場合に預かり保育をします。 対象：町内在住で、満1歳から就学前の児童。原則週3日までの利用となります。	しわっせ (オガールプラザ内) 電話：019-671-2200	9:00～16:30	1時間 300円 (弁当・おやつ持参)
		虹の保育園	8:00～18:00	施設にお問合せください。
休日保育	休日(日曜日・祝日・12月29日及び30日)に家庭で保育できない場合に保育します。希望日の6日前までに申込が必要です。 対象：保育所等に入所している町内在住の満1歳以上の児童。	古館保育所 虹の保育園(在園児)	8:30～17:00	無料 (但し、同月内の月～土曜日の中で保育所を欠席する場合に限る。)
病児保育	病気の回復期に至っていない状態であり、かつ、保護者が就労等により保育できない子どもに対し、小児科内の病児保育室にて一時的に保育します。	紫波中央病児保育室 (オガールセンター内) 電話：019-672-1122	8:30～17:00 ※延長保育利用で18:00まで。	1日 2,200円 (但し、生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無料。) ※延長保育料は別途。
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かりや送迎等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行う人(援助会員)の相互援助活動をサポートする事業です。	紫波町ファミリー・サポート・センター 電話：019-656-1481	7:00～19:00 ※追加料金によりその他の時間の預かりあり。	1時間 500～700円 ※預かり時間、内容により変動あり。兄弟割引あり。

※ 全ての事業について、利用には事前の予約が必要となります。

[6] 保育料

- (1) 1 号認定、2 号認定 (3 ～ 5 歳児クラス) の保育料 … 無料 (但し、実費負担分は園で徴収)
(2) 3 号認定 (0 ～ 2 歳児クラス) の月額保育料

世 帯 の 階 層 区 分		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円
3	町民税所得割額非課税世帯	12,000円	11,000円
4	町民税所得割額 48,600円未満	17,000円	16,000円
5	町民税所得割額 57,700円未満	20,000円	19,000円
6	町民税所得割額 63,900円未満	20,000円	19,000円
7	町民税所得割額 77,101円未満	23,000円	22,000円
8	町民税所得割額 78,100円未満	23,000円	22,000円
9	町民税所得割額 97,000円未満	25,000円	24,000円
10	町民税所得割額 169,000円未満	35,000円	34,000円
11	町民税所得割額 268,000円未満	42,000円	39,000円
12	町民税所得割額 301,000円未満	47,000円	44,000円
13	町民税所得割額 397,000円未満	52,000円	49,000円
14	町民税所得割額 397,000円以上	52,000円	49,000円

利用者負担額の軽減

条 件		対象階層	軽減内容
国 基 準	ひとり親世帯及び障害者手帳等の交付を受けた者を有する世帯 (兄姉の年齢制限なし)	第 3 階層	無料
		第 4 ～ 7 階層	第 1 子 … 7,000 円、第 2 子以降 … 無料
町 独 自	親の扶養に入っている兄姉 (年齢制限なし) のいる世帯	第 3 ～ 14 階層	第 2 子以降 … 無料

※ 町に住所を置かず、扶養している子がいた場合はお申し出ください。(住民票や現況届の世帯状況を基に算定を行います。そのため、こども課へ申告されていない子がいた際は、自動的に軽減の対象とすることができません。)
※ 保育料は、原則入所児童の父母の税額の合計額から算定します。ただし、対象児童を税申告等で扶養している方が父母以外である場合や、家計の主宰者が父母以外である場合は、父母以外の方の税額で算定する場合があります。(町民税所得割額の計算には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの税額控除は適用されません。)
※ 年度途中で満 3 歳を迎え 3 号認定から 2 号認定に移る場合、年度末までは 3 号認定の負担額が適用になります。

- (3) 1 号認定、2 号認定 (3 ～ 5 歳児クラス) に係る副食費の免除について
副食費について、以下のとおり多子及び低所得者世帯の免除があります。

< 1 号認定 >

区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子	多子カウント
生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
町民税所得割額 77,101 円未満	免除	免除	免除	
町民税所得割額 77,101 円以上	負担	負担	免除	小学校 3 年生までの範囲において最年長の子どもから順にカウント

< 2 号認定 >

区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子	多子カウント
生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
住民税非課税世帯	免除	免除	免除	
町民税所得割額 57,700 円未満	免除	免除	免除	
町民税所得割額 77,101 円未満	ひとり親世帯・障害者世帯	免除	免除	
	一般世帯	負担	免除	未就学児 2 人以上同時入所する世帯における最年長の子どもから順にカウント (療育施設等を含む)
町民税所得割額 77,101 円以上	負担	負担	免除	

※ 保護者等の税額を修正申告した場合、保育料や副食費判定が変更となる場合がありますので、必ずお申し出ください。

【7】幼児教育・保育の無償化制度について

（1）無償化の対象・上限額

- 保育の必要性の認定を受けた場合に、3歳児クラス（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの保育料（利用料）が無償化の対象となります。
- 無償化の対象は保育料のみです。送迎費や食材料費、行事費などはこれまでと同様に保護者負担となります。
- 月額上限額の範囲内で、複数のサービスを併用することも可能です。

（2）対象となる施設・事業等

- 都道府県や市に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等）のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
- 対象施設で負担する保育料（利用料）が無償化となるためには、保育の必要性の認定が必要です。

（3）必要な手続き

- 無償化の対象となるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）の2号または3号認定を受ける必要があります。
- この保育の必要性の認定要件は、認可保育所等の利用申込みの際の要件と同等です。
- 父母等それぞれが月48時間以上の常態的な就労・就学・介護・看護や、妊娠・出産後間もない場合、求職活動等の事由に該当する場合、等

施設等利用給付 認定区分	要 件	保育の 必要性	利用できる施設等
新2号認定	当該年度4月1日時点で3歳以上の子ども	あり	・認定こども園（教育部分）、幼稚園、特別支援学校 ・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	当該年度4月1日時点で3歳未満であり、市町村民税非課税世帯に属する子ども	あり	

- 認定に必要となる申請書類等は、ご利用する施設またはこども課窓口にて配布します。申請書に必要事項をご記入の上、添付資料（※）を添えて、こども課窓口までご提出（ご郵送）ください。
※保育を必要とすることを証する書類（就労証明書等）が必要です。なお、就労証明書は勤務先から証明いただく必要があるため、作成に時間を要する場合がございますので、余裕を持ってご準備ください。
- 必要な手続きが完了していない場合、無償化の対象になりません。遡っての申請はできませんので、申請漏れのないようご注意ください。



町の子育て支援情報は、こちらのサイトにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

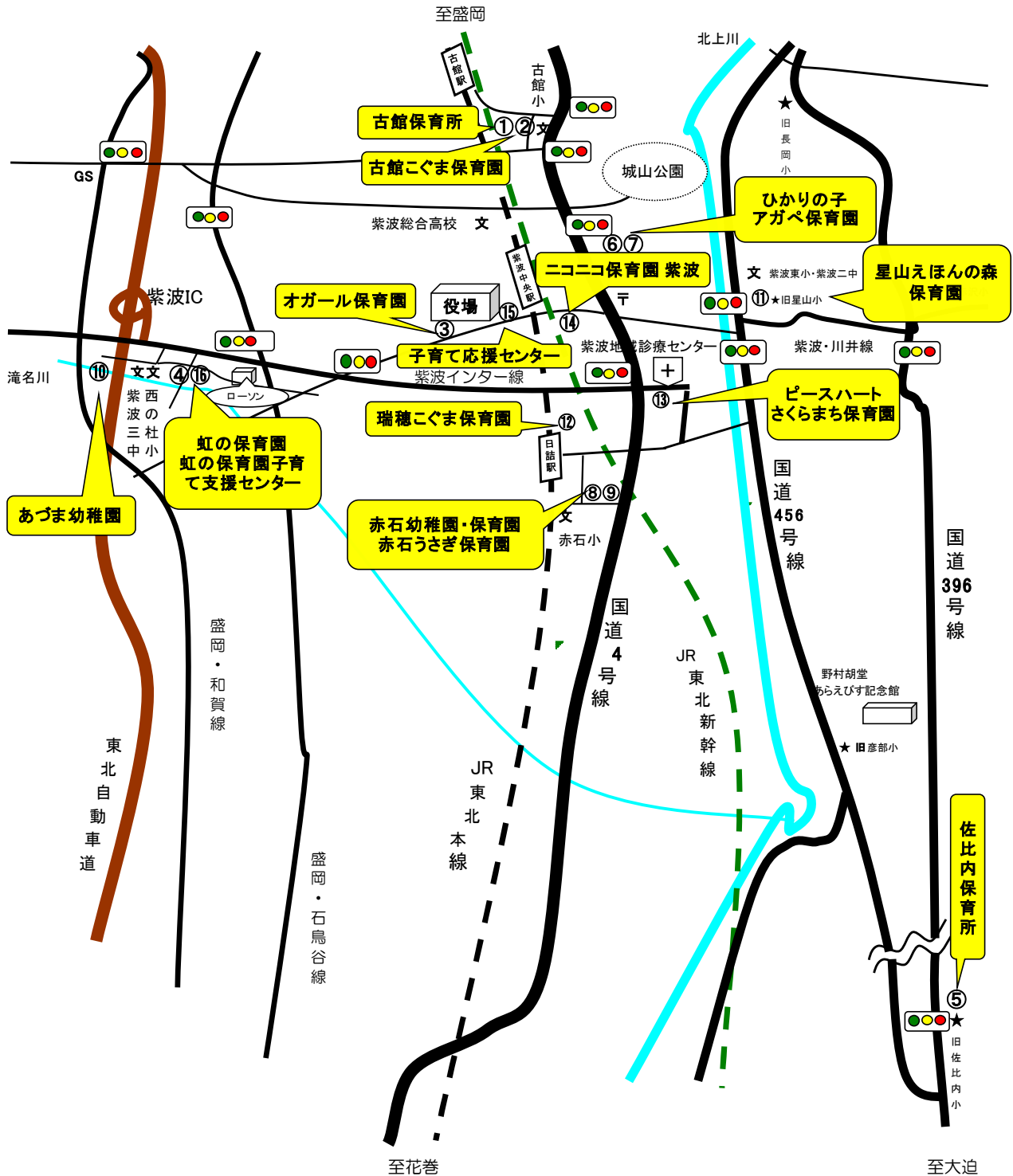
[URL] <https://www.town.shiwa.iwate.jp/kiracha/kiracha2/kiracha3/>



保育施設入所申込および利用に関する Q&A（令和 6 年 10 月現在）

質 問	回 答
入所申込について	
希望施設はどのように書けばよいですか？	希望施設はよくご検討の上、入所が決まったら通える範囲で希望順にご記入ください。申込書には第 6 希望まで記入欄がありますが、全て記入する必要はありません。また、第 7 希望以上ある場合は余白にご記入ください。 ※町外の施設を希望する場合は、町外施設も希望施設に含めてご記入ください。 ※内定辞退は、他の入所希望者の審査にも影響が出てしまいます。<u>希望施設を変更する場合は、速やかにこども課に希望施設変更届をご提出ください。</u> ※「第 1 希望しか書かなければ入所できる可能性が高くなる」ということはありませんので、ご了承ください。
現在育児休業中で、復職を予定しています。入所申込はいつから可能ですか？	復職月からの申込が原則ですが、ならし保育期間を考慮し、復職予定日が各月の 15 日以前の方については、前月からの入所申込が可能です。（R4 年度入所から） <例> 10 月 1 日～10 月 15 日復職予定の場合 →9 月入所から申込可。 10 月 16 日～10 月 31 日復職予定の場合 →10 月入所から申込可。 ※「復職」とは、育児休業の承認を受けた職場に復職することを指します。育児休業中または育児休業終了後、入所月前に勤務先を退職（転職含む）した場合や、入所月中に育児休業を取得した勤務先に復職しなかった場合は、入所取消（退園）となります。なお、復職の確認は、育児休業を取得した勤務先が作成する復職証明書で行います。
就労を理由に入所内定後、就労証明書を提出していた職場とは別の職場に就労することが決まりました。入所内定に影響はありますか？	入所審査は申込時に提出いただいた就労証明書を基に行っているため、就労先や勤務時間等が変わると認定や審査に影響する場合があります。状況によっては、入所取消となり、再審査が必要となりますので、必ずお申し出ください。
小規模保育所への入所を検討しています。2 歳児の 3 月末で卒園した後、別の保育施設に入所を希望する際の申込方法を教えてください。	小規模保育所を卒園まで（2 歳児クラスの 3 月末まで）利用する場合、前年の 11 月中に「転園希望届」をこども課に提出いただく必要があります。町内の小規模保育所を利用している方には、施設を通して用紙をお渡ししますので、必要事項を記入の上、ご提出をお願いします。 なお、小規模保育所の卒園後は「保育認定（2 号）」ではなく教育認定（1 号）での入所を希望する」という場合は、入所を希望する認定こども園などに直接お申込みが必要です。申込方法などについては、各施設に直接お問い合わせください。
保育施設の利用について	
保育施設はいつまで利用できますか？	保育施設を利用することができるのは、小学校就学までの保育の必要性があると認められた期間です。保育の必要性が認められない場合は退園となります。 ※求職活動を理由にした入所は、原則 1 年度内 1 回（最大 3 カ月）が限度です。 ※産前産後を理由に入園した方のうち、認定期間終了後も何らかの理由により入所を希望する場合は、認定期間満了後に再度入所申込が必要です。
預けられる時間は決まっていますか？	それぞれが認定を受けている「標準時間」または「短時間」の時間帯の範囲内において、保育を必要とする時間に応じて利用が可能です。実際の利用時間については、利用施設とご相談ください。
2 人目の子どもが生まれ、育児休業を取得予定です。入所中の上の子は、継続入所できますか？	就労等を理由に継続的に入所していた子どもがいる場合、<u>育児休業を取得した勤務先への復職を前提に、育児休業中も特例で継続入所することができます。ただし、育児休業による認定期間は 1 年（2 人目のお子さんの誕生日の前日まで）を限度としています。</u>2 人目の子どもの満 1 歳の誕生日までに復職した場合、翌月以降も継続入所できますが、育児休業を 1 年以上取得される場合は、認定期間終了とともに退所となります。
認定変更について（入所申込中の方・保育施設利用中の方 共通）	
仕事や住所などが変わったら、何か手続きが必要ですか？	家庭状況や認定事由（就労、疾病など）、住所、就労先などに変更があった場合には、それぞれ手続きが必要です。 <入所申込中の方> こども課にて速やかに変更手続きをお願いします。 <保育施設利用中の方> 利用施設にご相談の上、毎月 20 日ごろまでに変更手続きをお願いします。（町内施設をご利用の場合、利用施設を通して申請可能です）

子育て支援施設の位置図



- | | | | |
|-----------|-----------|-------------|-------------|
| ①古館保育所 | ⑥ひかりの子 | ⑪星山えほんの森保育園 | ⑭ニコニコ保育園 紫波 |
| ②古館こぐま保育園 | ⑦アガベ保育園 | | ⑮子育て応援センター |
| ③オガール保育園 | ⑧赤石幼稚園保育園 | | (しわせ) |
| ④虹の保育園 | ⑨赤石うさぎ保育園 | ⑫瑞穂こぐま保育園 | ⑯虹の保育園 |
| ⑤佐比内保育所 | ⑩あづま幼稚園 | ⑬ピースハート | ⑰子育て支援センター |
| | | さくらまち保育園 | |

紫波町役場 こども課 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話(代表): 019-672-2111

